

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）	1
○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	1
○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律 （平成九年法律第六十五号）（抄）	6
○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）（抄）	7
○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）	12
○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	13
○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）	16
○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）	16
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）	16
○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百十二号）（抄）	17

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律
(昭和二十七年法律第九十三号) (抄) ----- 19
- 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法
(昭和二十九年法律第四百一十一号) (抄) ----- 19
- 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律
(昭和四十五年法律第一百七十七号) (抄) ----- 20
- 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律 (平成七年法律第二百二十二号) (抄) ----- 20
- 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第三百三十三号) (抄) ----- 21
- 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律
(平成十五年法律第四十号) (抄) ----- 21
- 国会職員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第八十八号) (抄) ----- 22
- 地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第一百十号) (抄) ----- 22
- 裁判官の育児休業に関する法律 (平成三年法律第一百一十号) (抄) ----- 23
- 国家公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第九十九号) (抄) ----- 23
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (平成十七年法律第一百十三号) (抄) ----- 27
- 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 (平成二十年法律第九十四号) (抄) ----- 27

- 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（抄）

27
- 被扶養者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律
（平成二十一年法律第 号）（抄）

28
- 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）

30
- 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）

31

○ 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（情勢適応の原則）

第二十八条 この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することを怠つてはならない。

② 人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要があると認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（人事院の権限）

第二条 人事院は、この法律の施行に関し、次に掲げる権限を有する。

一・二 略

三 職員の給与額を研究して、その適当と認める改定を国会及び内閣に同時に勧告すること、この法律の実施及びその実際の結果に関するすべての事項について調査するとともに、その調査に基づいて調整を命ずること並びに必要に応じ、この法律の目的達成のため適当と認める勧告を付してその研究調査の結果を国会及び内閣に同時に報告すること。

四・七 略

第五条 俸給は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号。以下「勤務時間法」という。）第十三条第一項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、この法律に定める俸給の特別調整額、本府省業務調整手当、初任給調整手当、専門スタッフ職調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十四条の規定による手当を含む）。

第十九条の十において同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除いた全額とする。

2 略

(期末手当)

第十九条の四 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第十九条の六までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日（次条及び第十九条の六においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百四十、十二月に支給する場合には百分の百六十を乗じて得た額（行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、人事院規則で定める職員を除く。第十九条の七において「特定幹部職員」という。）にあつては、六月に支給する場合には百分の百二十、十二月に支給する場合には百分の百四十を乗じて得た額）に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の六十五」とする。

4 略

5 行政職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が三級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき人事院規則で定めるものについて

は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額に官職の職制上の段階、職務の級等を考慮して人事院規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額（人事院規則で定める管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を超えない範囲内で人事院規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

6 略

（勤勉手当）

第十九条の七 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員（人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、各庁の長又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十五（特定幹部職員にあつては、百分の九十五）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の三十五（特定幹部職員にあつては、百分の四十五）、十二月に支給する場合には百分の四十（特定幹部職員にあつては、百分の五十）を乗じて得た額の総額

3 5 略

（期末特別手当）

第十九条の八 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事院規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡した職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの（第二十三条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事院規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百六十、十二月に支給する場合には百分の百七十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び当該在職期間における勤務の状況に照らして勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

一 六箇月 百分の百

二 五箇月以上六箇月未満 百分の八十

三 三箇月以上五箇月未満 百分の六十

四 三箇月未満 百分の三十

3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百六十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百七十五」とあるのは「百分の九十五」とする。

4 第二項の各庁の長又はその委任を受けた者が人事院規則の定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける職員が同項に規定する在職期間において国家公務員法第八十二条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる第二項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。

5 第二項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給月額並びにこれに対する地域手当、広域異動手当及び研究員調整手当の月額の合計額に、当該合計額に百分の二十を乗じて得た額（人事院規則で定める職員以外の職員にあつては、その額に俸給月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

6 第二項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

7 第十九条の五及び第十九条の六の規定は、第一項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは「第十九条の八第一項」と、同条第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（第十九条の八第一項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する人事院規則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第十九条の九 第十条から第十一条の二まで、第十一条の十、第十三条、第十六条から第十八条まで、第十九条の二、第十九条の四及び第十九条の七の規定は、指定職俸給表の適用を受ける職員には適用しない。

2・3 略

（俸給の特別調整額、扶養手当等の支給方法）

第十九条の十 俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給方法に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

（休職者の給与）

第二十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第一条の二に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九条第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4 略

5 職員が国家公務員法第七十九条に基づく人事院規則で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事院

規則の定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

6 略

7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十九条の四第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは国家公務員法第三十八条第一号に該当して同法第七十六条の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事院規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、人事院規則で定める職員については、この限りでない。

8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当又は期末特別手当の支給については、第十九条の五及び第十九条の六の規定を準用する。この場合において、第十九条の五中「前条第一項」とあるのは、「第二十三条第七項」と読み替えるものとする。

附 則

157 略

○ 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正

(平成九年法律第六十五号) (抄)

(給与法の適用除外等)

第七条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員には、適用しない。

2 第一号任期付研究員及び第二号任期付研究員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(以下「任期付研究員法」という。)」第六条の規定」と、給与法第七条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条の規定」と、給与法第十一条の九第一項中「限る。」とあるのは「限る。」並びに任期付研究員法第三条第一項の規定により任期を定めて採用された職員」と

、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付研究員法第三条第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付研究員法第六条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付研究員法第六条」とする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正)

2 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第四百十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項に次の一号を加える。

七 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条から第八条までの規定

(研究交流促進法の一部改正)

3 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「定める者」の下に「並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六条第一項又は第二項に規定する俸給表の適用を受ける職員(次条において「任期付研究員俸給表適用職員」という。)」を加える。

第三条中「前条第二項第二号に規定する者を除く。次条」を「前条第二項第一号に規定する者(任期付研究員俸給表適用職員を除く。)」に限る。次条第二項に改める。

第四条第一項中「研究公務員」の下に「(第二条第二項第二号に規定する者を除く。)」を加える。

○ 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)(抄)

(給与法の適用除外等)

第八条 給与法第六条、第八条、第十条から第十一条の二まで、第十一条の十及び第十九条の七の規定は、特定任期付職員には、適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与法第三条第一項、第七条、第十一条の五、第十一条の九第一項、第十九条の三第一項、第十九条の四第二項、第二十条及び第二十一条第一項の規定の適用については、給与法第三条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(以下「任期付職員法」という。)

第七条の規定」と、給与法第七条条中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条の規定」と、給与法第十一条の五中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十一条の九第一項中「指定職俸給表」とあるのは「指定職俸給表又は任期付職員法第七条第一項の俸給表」と、給与法第十九条の三第一項中「以下「特定管理職員」とあるのは「任期付職員法第七条第一項の俸給表を含む。以下「特定管理職員」と、給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、給与法第二十条中「第六条」とあるのは「任期付職員法第七条」と、給与法第二十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び任期付職員法第七条」とする。

(特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の規定の適用)

第九条 特定任期付職員に対する在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)第二条第一項及び第三項、第三条並びに第四条第一項の規定の適用については、同法第二条第一項中「期末特別手当」とあるのは「期末特別手当、特定任期付職員業績手当」と、同条第三項中「及び期末特別手当」とあるのは「期末特別手当及び特定任期付職員業績手当」と、「除く。」とあるのは「除く。」及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」と、同法第三条及び第四条第一項中「及び期末特別手当」とあるのは「期末特別手当及び特定任期付職員業績手当」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(弁護士法の一部改正)

第二条 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項ただし書中「公職につき」を「公職に就き、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第五条第一項（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）において準用する場合を含む。）に規定する任期付職員となり」に改める。

（裁判所職員臨時措置法の一部改正）

第三条 裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）（第十一条の規定を除く。）

（高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部改正）

第四条 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条第一項に規定する特定任期付職員に対しては、前項の規定にかかわらず、同項の定時制通信教育手当は、支給しない。

（国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の一部改正）

第五条 国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項に次の一号を加える。

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条から第九条までの規定

（農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律の一部改正）

第六条 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律（昭和三十二年法律第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百五号）第七条第一項に規定する特定任期

付職員に対しては、前二項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する産業教育手当は、支給しない。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の二中「第七号」を「第八号」に改める。

(研究交流促進法の一部改正)

第八条 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「、同法別表第七」を「同法別表第六」に、「同法別表第六」を「同項の規定に基づき同法別表第六」に、「及び一般職の職員の給与に関する法律」を「同項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する法律」に、「職員のうち」を「職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)第七条第一項の規定に基づき同項に規定する俸給表の適用を受ける職員のうち」に改め、「第二項」の下に「の規定に基づきこれらの規定」を加える。

第三条中「規定する者(」の下に「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第五条第一項に規定する任期付職員及び」を加える。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第九条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の適用除外)

第九条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)の規定は、研究業務に従事する職員には適用しない。

(大学の教員等の任期に関する法律の一部改正)

第十条 大学の教員等の任期に関する法律(平成九年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
本則に次の一条を加える。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の適用除外)

第七条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）の規定は、国家公務員である教員等には適用しない。

（独立行政法人通則法の一部改正）

第十一条 独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）の一部を次のように改正する。
第五十九条第一項に次の一号を加える。

八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条から第九条までの規定（国家公務員倫理法の一部改正）

第十二条 国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）以下この条において「任期付職員法」という。）第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員

第二条第三項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表四号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

第二条第四項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 任期付職員法第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であつて、同表七号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

（中央省庁等改革関係法施行法の一部改正）

第十三条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五百三十二条のうち高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第五条の改正規定中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

第五百四十四条のうち農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する国立及び公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律第三条第三項の改正規定中「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

（独立行政法人大学入試センター法の一部改正）

第十四条 独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条のうち大学の教員等の任期に関する法律第六条の次に一条を加える改正規定中「第六条」を「第七条を第八条とし、第六条」に改める。

（独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十五条 独立行政法人の業務実施の円滑化等のための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第十条を同法第十一条とし、同法第九条を同法第十条とし、同法第八条の次に一条を加える改正規定中「第十条を」を「第十一条を第十二条とし、第十条を」に改める。

第十六条のうち研究交流促進法第三条の改正規定中「及び第三号」に「の下に」、「任期付職員及び」を「任期付職員並びに」に「を加える。

附則第五条のうち裁判所職員臨時措置法の改正規定中「第八号中」を「本則中「内閣総理大臣」」の下に「、「総務大臣」」を加え、本則第九号中「に改める。

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十」とあるのは「百分の百六十」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百七十五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

附 則

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

（期末手当及び勤勉手当）

第十八条の二 職員（予備自衛官等及び学生を除く。）には、一般職の国家公務員の例により、期末手当及び勤勉手当を支給する。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項において人事院規則で定めることとされている事項及び同条第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項は、政令で定めるものとし、一般職給与法第十九条の四第五項中「職務の級等」とあるのは、「職務の級、階級等」とし、営外手当を受け、職員に支給する期末手当及び勤勉手当の額（官職の職制上の段階、階級等を考慮した加算額及び勤勉手当の支給の限度額を含む。）の計算の基礎となる俸給等の合計額は、一般職の国家公務員の例による場合の合計額に営外手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加えた額とする。

2 略

（期末特別手当）

第十八条の三 第六条の規定の適用を受ける職員には、一般職の国家公務員の例により、期末特別手当を支給する。

2 前条第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の八第二項の規定による期末特別手当の減額及び前項においてその例によることとされる同条第七項において準用する一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。

（特定任期付職員業績手当）

第十八条の四 略

（任期付研究員業績手当）

第十八条の五 略

（特定の職員についての適用除外）

第二十二条の二 第十一条の二から第十二条まで、第十四条（地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当及び管理職員特別勤務手当に係る部分を除く。）、第十八条の二及び前条の規定は、第六条の規定の適用を受ける職員には適用

しない。

25 略

(休職者の給与)

第二十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、長期の休養を要するため休職にされたときは、その休職の期間が満二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当、期末手当及び期末特別手当（以下この条及び次条において「俸給等」という。）の百分の八十を支給することができる。

3 略

4 職員が刑事事件に関し起訴され休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給等（期末手当及び期末特別手当を除く。）の百分の六十以内を支給することができる。

5 略

6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第十八条の二第一項又は第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職の国家公務員の期末手当又は期末特別手当に係る基準日前一箇月以内に退職し、若しくは自衛隊法第三十八条第一項第一号に該当して同条第二項の規定により失職し、又は死亡したときは、当該基準日に在職する職員に期末手当又は期末特別手当を支給すべき日に、第二項、第三項又は前項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することができる。ただし、防衛省令で定める職員については、この限りでない。

7 前項の規定の適用を受ける職員が第十八条の二第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者である場合若しくは同項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する場合又は第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の八第七項において準用する一般職給与法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する場合若しくは第十八条の三第一項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第一項各号のいずれかに該当する場合におけるその者に支給すべき期末手当又は期末特別手当の支給に関しては、一般職給与法第十九条の五若しくは第十九条の六の規定又は一般職給与法第十九条の八第七項において準用する一般職給与法第十九条の五若しくは第十九条の六の規定の例による。

8 第十八条の二第二項の規定は、前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分及び前項においてその例によることとされる一般職給与法第十九条の八第七項において準用する一般職給与法第十九条の六第二項に規定する一時差止処分について準用する。

(停職中特に勤務することを命ぜられた者の給与)

第二十四条 職員が停職にされた場合において、停職の期間中特に勤務することを命ぜられたときは、その勤務した期間これにその者の受けるべき俸給等(期末手当及び期末特別手当を除く。次項において同じ。)を支給する。

2 前項の職員が特に勤務することを命ぜられたことにより第十四条(地域手当、広域異動手当及び住居手当に係る部分を除く。)、第十六条、第十七条、第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項に規定する手当を支給されるべき場合には、前項の俸給等に併せてこれらの手当を支給する。

(学生の給与)

第二十五条 学生には、学生手当及び期末手当を支給する。

2 略

3 第一項の期末手当の支給については、一般職の国家公務員の例による。この場合において、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百四十、」とあるのは「百分の百六十、」と、「百分の百六十」とあるのは「百分の百八十」と、同条第四項中「職員が受けるべき俸給、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに俸給及び扶養手当の月額に対する研究員調整手当の月額の合計額」とあるのは「学生が受けるべき学生手当の月額」とする。

4 略

附 則

1 3 略

4 若年定年退職者が第二十七条の八第一項の規定により給付金を支給しないこととされた後禁錮以上の刑に処せられた場合及び

同条第三項の規定による返納をした場合には、国家公務員共済組合法附則第十二条の九第三項の規定は、適用しない。

5 この附則に定めるもののほか、この法律施行のための必要な経過措置は、政令で定める。

○ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二百四、条 略

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当を含む。）又は退職手当を支給することができる。

③ 略

○ 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）（抄）

第四条 検察庁法第二十四条の規定により欠位を待つことを命ぜられた検察官には、引き続き扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び寒冷地手当を支給する。

○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 四 略

五 報酬 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づき給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

六 期末手当等 一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるものをいう。

七 略

2・3 略

○ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律（第十一章を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 五 略

六 期末手当等 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

2・3 略

（国の職員の取扱い）

第四百十二条 常時勤務に服することを要する国家公務員（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第七十九条又は第八十条に規定する休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者及び常時勤務に服することを要しない国家公務員のうちその勤務形態が常時勤務に服することを要する国家公務員に準ずる者で政令で定めるものを含むものとし、国から給与を受けない者で政令で定めるもの以外のものを含まないものとする。）のうち警察庁の所属職員及び警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十六条第一項に規定する地方警務官である者（第九章の二を除き、以下「国の職員」という。）は、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。この場合においては、国の職員は、警察共済組合の組合員となるも

のとする。

2 国の職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>

（団体職員の取扱い）

第四百四十四条の三 略

2 団体職員についてこの法律を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>第四百四十四条の三第一項に規定する団体職員が、同項に規定する団体から勤務の代償として受ける給与で、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第二項に規定する期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当又はこれらの手当に準ずるものとして政令で定めるものに相当するもの</p>

(略)

(略)

(略)

○ 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

(昭和二十七年法律第九十三号) (抄)

(在外職員の給与)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員(以下「在外職員」という。)には、大使及び公使にあつては俸給、期末手当及び在勤手当、大使及び公使以外の在外職員にあつては俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当及び在勤手当を支給する。

2 略

3 大使及び公使以外の在外職員の俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、この法律中に特別の規定がある場合を除くほか、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)(第十五条の規定を除く。)の規定に基づいて支給する。

(給与の支払)

第三条 在外職員の俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支払は、当該在外職員が指定する者にすることができる。

(給与の支給方法)

第四条 在外職員の給与(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当を除く。)は、特別職の職員の給与に関する法律第八条並びに一般職の職員の給与に関する法律第九条及び第十九条の十の規定にかかわらず、毎月一回その給与の月額をその月の下旬に支給する。

2・3 略

○ 国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法

(昭和二十九年法律第四百一十一号) (抄)

(他の法律の適用除外等)

第七条 略

2 略

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年法律第百十七号)第五条の規定の適用については、同条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究院調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」とし、同条第二項中「人事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)」であるのは「国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法(昭和二十九年法律第百四十一号)第四条に規定する給与準則」とする。

4 5 6 略

○ 国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律

(昭和四十五年法律第百十七号) (抄)

(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究院調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 略

○ 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律

(平成七年法律第百二十二号) (抄)

(派遣職員の給与)

第五条 派遣職員には、その派遣の期間中、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、営外手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

2 略

○ 独立行政法人通則法 (平成十一年法律第百三号) (抄)

(職員に係る他の法律の適用除外等)

第五十九条 略

2 略

3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律 (昭和四十五年法律第百十七号) 第五条及び第六条第三項の規定の適用については、同法第五条第一項中「俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の百以内」とあるのは「給与」と、同条第二項中「人事院規則 (派遣職員が検察官の俸給等に関する法律 (昭和二十三年法律第七十六号) の適用を受ける職員である場合にあつては、同法第三条第一項に規定する準則)」とあるのは「独立行政法人通則法第五十七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同法第六条第三項中「国は」とあるのは「独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人は」とする。

4 5 6 略

○ 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律

(平成十五年法律第四十号) (抄)

(派遣期間中の給与等)

第十三条 略

2 第十一条第一項の規定により派遣された検察官等には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、当該法科大学院において第三条第一項に規定する教育が実効的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該検察官等には、その派遣の期間中、当該法科大学院設置者から受ける教授等の業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当のそれぞれ百分の五十以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に関し必要な事項は、人事院規則(第十一条第一項の規定により派遣された検察官等が検察官の俸給等に関する法律の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則)で定める。

○ 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)(抄)

(育児休業中の給与の特例)

第八条 育児休業をしている国会職員については、第五条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)第八条の規定に準じて両議院の議長が協議して定めるところにより、同条の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当に相当する給与を支給する。

○ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)(抄)

(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)

第七条 育児休業をしている職員については、第四条第二項の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第九号)以下「国家公務員育児休業法」という。)第八条に規定する育児休業をしている国家公務員の期末手当、勤勉手当又は期末特別手当の支給に関する事項を基準として定める条例の定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給することができる。

○ 裁判官の育児休業に関する法律（平成三年法律第百一号）（抄）

（期末手当等の支給）

第五条の二 育児休業をしている裁判官には、第四条の規定にかかわらず、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の適用を受ける職員の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、期末手当、勤勉手当又は期末特別手当を支給する。

○ 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）（抄）

（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）

第八条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「給与法」という。）第十九条の四第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事院規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 略

3 給与法第十九条の八第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間（人事院規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、第五条第二項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。

（育児短時間勤務職員についての給与法の特例）

第十六条 育児短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条の二

とする

に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号。以下「育児休業法」という。）第十七条の規定により読み替

<p>第八条第三項、第四項、第六項及び第八項</p>	<p>決定する</p>	<p>えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
<p>第八条第十二項</p>	<p>とする</p>	<p>に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項</p>	<p>勤務時間法</p>	<p>育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法</p>
<p>第十二条第二項第二号</p>	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>育児休業法第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員」という。）</p>
<p>第十六条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、育児短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百二十五）を乗じて得た額とする</p>
<p>第十九条の四第四項</p>	<p>俸給 専門スタッフ職 調整手当</p>	<p>俸給の月額を算出率で除して得た額 専門スタッフ色調整手当の月額を算出率で除して得た額</p>
<p>第十九条の四第五項及び第十九条の七第三項</p>	<p>俸給及び専門スタッフ職調整手当の月額</p>	<p>俸給の月額を算出率で除して得た額及び専門スタッフ職調整手当の月額を算出率で除して得た額</p>
<p>第十九条の四第五項及び第十九条の</p>	<p>俸給月額</p>	<p>俸給月額を算出率で除して得た額</p>

<p>八第五項</p> <p>第十九条の四第六項及び第十九条の八第六項</p>	<p>人事院規則</p>	<p>育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮して人事院規則</p>
<p>(任期付短時間勤務職員についての給与法の特例)</p> <p>第二十四条 任期付短時間勤務職員についての給与法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		
<p>第六条の二</p>	<p>とする</p>	<p>に、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九号。以下「育児休業法」という。）第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数（第八条において「算出率」という。）を乗じて得た額とする</p>
<p>第八条第三項、第四項、第六項及び第八項</p>	<p>決定する</p>	<p>決定するものとし、その者の俸給月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする</p>
<p>第九条の二第四項、第十七条及び第十九条の三第一項</p>	<p>勤務時間法</p>	<p>育児休業法第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法</p>
<p>第十二条第二項第二号</p>	<p>再任用短時間勤務職員</p>	<p>育児休業法第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）</p>
<p>第十六条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、任期付短時間勤務職員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が八時間に達するまでの間にあつては、同条に規定する勤務一時間当たりの給与額に百分の百（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの</p>

	第十九条の九第三項	間である場合は、百分の百二十五)を乗じて得た額とする
	第十条の三、第十一条、第十一条の二、第十一条の五から第十一条の七まで、第十一条の九、第十一条の十、第十二条の二、第十三条の二及び第十四条	第十一条、第十一条の二、第十一条の十及び第十二条の二
第二十二條第一項	再任用職員 再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務職員 任期付短時間勤務職員
第二十七條 この法律(第二條、第七條第六項、第十六條から第十九條まで、第二十四條及び第二十五條を除く。)の規定は、国家公務員法第二條第三項第十六号に掲げる防衛省の職員について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	(略)	(略)
第八條第三項	給与法	防衛省の職員の給与等に関する法律第十八條の三第一項においてその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律
(略)	(略)	(略)

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号）（抄）

附 則

第十二条 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与法第十条第二項（給与法第十条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十九条の四第五項（給与法第十九条の七第四項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第十九条の八第五項の規定の適用については、給与法第十条第二項中「調整前における俸給月額」とあるのは「調整前における俸給月額と一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百十三号。以下「平成十七年改正法」という。）附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」と、給与法第十九条の四第五項及び第十九条の八第五項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成十七年改正法附則第十一条の規定による俸給の額との合計額」とする。

2 略

○ 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十四号）（抄）

附 則

（給与法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 前条ただし書の政令で定める日後一年間において行われる第一条の規定による改正後の給与法第八条第五項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

2 前条ただし書の政令で定める日から起算して三年間は、第一条の規定による改正後の給与法第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十八号）（抄）

附 則

(職員の昇給等に関する経過措置)

第二条 前条第一号に掲げる規定の施行の日後一年間において行われるこの法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律第八条第五項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日の」とあるのは「当該期間の末日の」とする。

2 この法律による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項及び第十八条の三第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律第十九条の七第一項及び第十九条の八第二項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

○ 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律

(平成二十一年法律第 号) (抄)

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第四条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

略

第二条第一項第二号イ中「弟妹」を「兄弟姉妹」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 報酬 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

第四百四十二条第二項の表を次のように改める。

第二条第一項第五号	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)	一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉
	第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第	

	<p>二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの</p>
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第二百四十四条の三第一項中「この法律の規定（第二条第一項第二号、第四十二条（短期給付に係る部分に限る。）、第四十三条第二項、第四十四条第一項、第四十九条第二項及び第三項、第四十節、第八十七条第四項、第九十条第二項ただし書、第九十九条の二第四項、第一百三十二条第二項ただし書、第一百三十三条第一項から第三項まで（短期給付に要する費用に係る部分に限る。）、並びに同条第五項、第一百五十五条、第一百六十六条、第三十五条から第三十八条まで、前条、第四十四条の二十八並びに第四十四条の三十一の規定を除く。）」を「この法律の規定（第十五条及び第一百六十六条を除く。）」中長期給付及び福祉事業に係る部分」に改め、同条第二項の表を次のように改める。</p>	<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第一項に規定する給料及び同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当を</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与を除いたもの及び他の法律の規定に基づく給与のうち</p>

	<p>除いたものとし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの</p>	<p>政令で定めるものとし、その他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの</p>
<p>第二条第一項第六号</p>	<p>地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員については、同条第二項に規定する手当のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める手当とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるもの</p>	<p>一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員については、同法の規定に基づく給与のうち期末手当、勤勉手当、期末特別手当その他政令で定める給与（報酬に該当しない給与に限る。）及び他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるもの（報酬に該当しない給与に限る。）とし、その他の職員については、これらに準ずる給与</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

○ 防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）

（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第五条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

略

第十八条の三第二項中「前条第二項」を「第十八条の二第二項」に改める。

第二十二條第一項中「、訓練招集」を「、自衛官候補生、訓練招集」に、「並びに学生」を「、学生並びに生徒」に改める。

略

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定

は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第一条の規定

ロ 第三条中自衛隊法第二条の改正規定、同法第四十四条の四第一項第五号の改正規定、同法第四十五条に一項を加える改正規定、同法第四十五条の二の改正規定及び同法第七十五条の二第二項の改正規定

ハ 第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定（「防衛参事官」を削る部分及び「職員で」の下に「防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、同法第五条の改正規定、同法第十二条第二項の改正規定（「職員」の下に「常勤の防衛大臣補佐官、」を加える部分に限る。）、同法第十四条（見出しを含む。）、同法第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定（「職員」の下に「常勤の防衛大臣補佐官、」を加える部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同法第十八条の三第二項の改正規定、同法第二十七条第二項の改正規定並びに同法第二十七条の二第三号、第二十七条の十四第一項及び第二十八条の二第一項の改正規定

ニ 附則第三条、第十条及び第十一条の規定

二〇四 略

○ 国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）（抄）

（一般職の職員の給与に関する法律の一部改正）

第二条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

略

第八条の二中「第六条の二」を「第六条の二第一項」に改める。

第十条の二第二項及び第十条の三第一項中「管理職員」を「管理監督職員」に改める。

第十九条の三第一項中「管理職員若しくは」を「管理監督職員若しくは」に、「管理職員等」を「管理監督職員等」に改め、

同条第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。
第十九条の九第二項中「管理職員等」を「管理監督職員等」に改める。